

議案第89号

あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

提出者 あきる野市長 中嶋 博幸

提案理由

一般職の職員との均衡を図るため、市議会議員の期末手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例

第1条 あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成7年あきる野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の237.5」に改める。

第2条 あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の237.5」を「100分の232.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。